

1 基本的な考え方

いじめは、日本国憲法が保障している基本的人権を侵害する行為であり、決して許されるものではない。西東京市でも「いじめ防止対策推進条例」が制定された。それでも、集団が存在するならば、たとえそれがどのような集団であろうとも、いじめが起きるおそれを否定できない。

学校においても例外ではない。むしろ、どの学級・どの児童にも起こりうるものという認識をもつことが大切だと考える。その上で、「もしかしたら」という視点で早期発見に努め、情報を共有し、迅速かつ組織的に対応することが肝要だと考える。これからも、より一層「いじめ」に対して、我々が敏感になり、細やかな対応をしていくことが必要とされている。

以上のような基本的な考え方に立ち、以下に具体的な取組を定める。

2 未然防止のための取組

(1) 児童・生徒への取組

- ・「西東京あったか先生」の構想を理解し、児童が互いに認め合える雰囲気づくりの醸成
- ・児童をいじめの被害者にも、加害者にもさせない指導の徹底
- ・係・当番・委員会活動を通じ、自己肯定感を育むための指導の充実
- ・異学年交流等を通じた他者を理解するための教育の推進
- ・毎学期 1 回以上のいじめ防止に関わる授業の実施
- ・感染症罹患者、濃厚接触者その家族等に対する偏見・差別等を絶対にしない指導の徹底
- ・タブレットを使用しての情報モラル教育の充実

(2) 保護者・地域への取組

- ・学校ホームページに児童の学校での様子のアップの充実
- ・学校公開日などを利用した、いじめ防止授業の公開
- ・保護者会などでの、いじめ防止の対応についての啓発
- ・セーフティ教室を通して、情報モラル教育に対する啓蒙活動の実施

(3) 関係機関との取組

- ・児童虐待防止外部委員会、主任児童委員、民生委員、子ども家庭支援センター（のどか）、児童相談所、等の関係機関との協力体制の構築
- ・スクールアドバイザーとの密な連携
- ・学年との情報交換の定期的な実施

3 早期発見のための取組

- ・毎朝の健康観察表のチェック⇒些細な変化も見逃さない指導の徹底
- ・いじめについて児童が打ち明けられるような教職員と児童との人間関係の構築
- ・ふれあいアンケートの確実な実施と正確な聞き取りの実施
- ・担任による全児童との個人面談の実施
- ・週 1 回の生活指導夕会や学校生活台帳への記入を通じて、気になる児童に対する情報の共有化
- ・欠席児童に対する連絡の徹底と、児童が安心して登校できる環境づくり

4 早期対応のための取組

(1) 初期対応の取組

- ・いじめを発見した場合速やかに「学校いじめ防止対策委員会」を開き、全校体制での組織的な対応
- ・市の教育委員会への報告と関係諸機関との連携した対応

(2) 被害児童・生徒への支援

- ・被害児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保
- ・いじめを知らせてくれた児童の安全確保と心のケア
- ・保護者との密な連絡。児童と保護者との心のケア
- ・全職員での見守り体制の構築

(3) 加害児童・生徒への指導

- ・「いじめは決して許されない」という毅然とした態度での児童への指導
- ・いじめを二度と行わないよう、自分の行動の振り返りと人権感覚・規範意識を高める指導の実施
- ・スクールカウンセラー、教育相談、関係諸機関との確実な連携

5 重大事態への対処

- ・いじめられた児童の安全確保
- ・いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保
- ・学校に派遣された関係諸機関や臨床心理士等と連携した対応
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案についての田無警察署との連携した対応
- ・重大事態に関わる事実関係を明確にするための調査実施、または、市条例第11条に規定する「西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会」が行う調査に対する協力
- ・重大事案の調査結果についての市条例第12条に規定する「西東京市いじめ問題調査委員会」が行う調査（再調査）に対する協力

6 組織的な対応の在り方

(1) 組織的な指導体制

- ・「学校いじめ防止対策委員会」「校内委員会」の定期的な実施
(校長、副校長、主幹教諭、養護教諭、生活指導主任、教育相談担当者、生活指導部員、スクールカウンセラー、担任)
- ・学校生活台帳による情報共有

(2) 相談体制

- ・スクールカウンセラーとの相談及び相談室直通電話の活用
- ・西東京市教育センター等の相談先について、児童や保護者への定期的な周知徹底

7 研修体制

- ・「いじめは、どの学級・どの児童にも起こりうるもの」という認識に立ち、未然防止に関する研修や、いじめ発見のチェックポイント等の早期発見のための研修の定期的な実施
- ・いじめ総合対策や学校いじめ防止基本方針について教職員が理解するための研修の実施
- ・生活指導全体会での、児童理解の交流・研修とともに、教育相談体制に関する研修の実施